

主な審議事項は次のとおり。

有価証券届出書の提出免除基準の見直し

果の検証をしてほしい」との意見が聞かれた。

セーフハーバー・ルールの検討

(1) 引上げ後の提出免除基準

スタートアップ企業等への成

効果

長資金の供給の促進という政策効果の実現を図る観点から、少額募集制度の利用可能額を引き上げたうえで存置することを前提として、提出免除基準を1億円から5億円に引き上げることが提案された。

また、提出免除基準のあり方

については、継続的に検討して

適用範囲

(2) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(3) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(4) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(5) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(6) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(7) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(8) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(9) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(10) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(11) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(12) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(13) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(14) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(15) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

(16) セーフハーバー・ルールの

適用範囲

経理に「効く」
法律雑字

窃盗罪の財物とは

弁護士
白川 敬裕

法律（刑法）上、窃盗罪として処罰されるのは、「他人の財物を窃取した者」とされています（刑法235）。この「財物」とは、民事責任に加え、課徴金納付命令や訂正報告書の提出命令も

刑事責任は対象外）。なお、民事責任については法律改正、課徴金納付命令については開示が

され、虚偽記載等の責任を負わ

「財物」は抽象的な言葉ですか

（財物）は抽象的な言葉ですか

としては、情報開示に係る体制の整備と開示の要素を考慮し、次のように考えることが適当であるとした。

・有価証券報告書・将来情報等

の前提となる事実、仮定および推論過程、情報の入手経路等に関する社内での検討・評価手続等を開示事項に追加

・確認書・経営者が非財務情報を含む開示手続を整備している旨とその実効性を確認した旨を記載事項に追加

・価手続等を開示事項に追加

・確認書・経営者が非財務情報

を含む開示手続を整備している旨とその実効性を確認した旨を記載事項に追加

・特定投資家私募制度

・特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲を拡大する。

今後の方向

本WGの取りまとめの結果は、

金融審議会総会で報告される。

事務局からは、この報告書案

を踏まえ、来年の通常国会に改

正法案の提出を予定している旨、

および、有報の記載事項の整理

サステナビリティ情報の開示・保証に関する報告書案、検討

—金融審議会サステナビリティ情報開示・保証WG

去る2025年12月22日、金

融庁は第11回金融審議会サステ

ナビリティ情報の開示と保証の

あり方に関するワーキング・グ

ループ（座長・神作裕之・学習

院大学法学部教授）を開催した。

2025年7月に公表された

中間論点整理を踏まえ、本年中

を目途に結論を出すことが適当

とされていたサステナビリティ

情報の第三者保証制度のあり方

を中心、中間論点整理で残さ

れた論点についての検討結果を

取りまとめた報告書（案）が示

され、審議が行われた。

報告書案の主な内容は次のと

おり。

サステナビリティ情報の開示

中間論点整理において、引き

続き検討するとしていた株式時

等について、相対的に有用性が低下している事項の有無を検証

し、投資者の利便性向上、企業の作成負荷軽減、両者の対話の

者保証

本的な考え方

わが国におけるサステナビリティ情報の保証は国際基準（IASB/SAS 5000、IESBA）

（サステナビリティ保証に関する国際倫理基準）や国際品質マ

ネジメント基準（ISQM-1））と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとし、こうした保証を実施できる者が監査法人であるかどうかにかかわらず保証業務実施者とすることを

制度設計の基本的な考え方とする。

（2）保証範囲・水準・保証基準

保証範囲は、当初2年間はス

コープ1・2・ガバナンスおよ

びリスク管理に対する第三者保

証を義務づける（3年目以降は

国際動向等を踏まえ今後検討）

とし、保証水準は、限定的保証

（合理的保証への移行の検討は

行わない）とする。

保証基準等の基準のあり方に

ついては、企業会計審議会にお

いて審議し、結論を出す。

（3）登録要件

保証業務実施者に求められる

体制整備について次のような事

項を登録の要件として求めるべ

サステナビリティ情報の第三

きである。

・業務執行責任者の設置などの人的体制整備

・品質管理部門の設置など必要な業務体制の整備

・一定の資本金や出資金などの財産的基礎

人にに対する課徴金納付命令と同様の制度を設ける。

今後の方向

今後は、今回聞かれた意見を踏まえて修正したものを各委員

② 民事上のエンフォースメント
監査法人に関する虚偽証明責任と同様に、サステナビリティ情報について虚偽保証を行つた場合、故意または過失がなかつたことの立証責任が保証業務実施者に転換された民事責任を規定する。

なお、企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、保証業務実施者においても金商法上の民事責任（立証責任が転換さ

③ 刑事上の取扱いとして、公認会計士法で規定されている重要な行為規制の違反に科される罰則と同様の罰則規定を設ける。

委員からは特段異論は聞かれなかつた。

また、委員から、「引き続き検討するとされている時価総額5,000億円未満の企業への保証の導入については、いつ頃から検討するのか」との質問に対し、事務局から「5,000億円以上の企業の適用状況をみてから検討したい」との

金融商品会計基準（注4）では、金融資産の消滅の認識要件について、譲受人が一定の特別目的会社（SPC）の場合には、当該SPCが発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして消滅の認識の要

場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関するプロジェクトの今後の進め方について検討された。主な検討内容は次のとおり。

テーマ提言の経緯

第52回企業会計基準諮問会議（2024年12月20日号（No.1730）情報ダイジェスト参照）で全国銀行協会から、新規テーマについて次の提案がされた。

業会計基準委員会は、第247回金融商品専門委員会を開催した。

譲受人がSPCの場合の金融資産の消滅範囲の明確化、検討開始

—ASBJ、金融商品専門委

にメール等で諮り、正式に取りまとめたものを金融審議会総会

において報告する。

資産の消滅の認識に関する判断を行ふのかという点であるとの分析がなされ、次の提案が示された。

金融商品会計基準および金融商品実務指針について、次の改正を行ふ。

① 金融商品会計基準（注4）について、証券の保有者だけ

ではなく、貸付金の保有者につけても同様に取り扱うこと

専門委員からは特段の異論は聞かれなかつた。次回以降文案の検討が行われる。

GHG排出の開示についての一覧

RSS2号の修正、公表——ISSB

去る2025年12月11日、国際サステナビリティ基準審議会（IS S B）は、「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS 9を削減し、S 2号の適用を支援することを目的とするもので、同年4月に公表された公開草案への関係者のフィードバックを踏

「この段の修正」(Amendments to Greenhouse Gas Emissions Disclosures—Amendments to 求事項は次のとおりである。 本修正基準が緩和した主な要項すべて最終化されてこる。

IFRS S2) (以下、「本修正基準」)

「スコープ3」「カテゴリー15」

という) を公表した。本修正基準は、IFRS S2号「気候関

のGHG排出の測定・開示対象の明示

連開示」（以下、「S2号」とい
う）に基づく温室効果ガス（G
H₆G）排出の削減二開示二開示

デリバティブを除く融資およ
び投資に起因するファイナンス

H(C) 挑出の測定と開示に関する要求事項の一部を緩和することで複雑性や二重報告の負担な

ト・エミッショニンは限定したHG排出の測定・開示を認めることを明確化する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年12月12日	新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について	東証・日本取引所自主規制法人	最近の新規上場時の会計不正事例を受けて、今後の取引所における再発防止に向けた対応を取りまとめたもの。上場準備期間に監査法人が交代している場合における前任者に対する交代経緯等の確認、新規上場申請会社における内部通報体制の整備状況の確認などが盛り込まれている。 https://www.jpx.co.jp/news/1020/20251212-01.html
2025年12月15日	監査基準報告書570「継続企業」の改正について(公開草案)	JICPA	近年の世界における企業の破綻に伴い、利害関係者の間で継続企業に関する透明性の向上に関するニーズが高まっているなか、IAASBによるISA570(Revised 2024)の公表を受け、所要の改正を行うもの。監査人の手続の改正、コミュニケーションの強化、監査報告書利用者に対する透明性の向上が図られている。コメント期限は2026年1月15日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20251215jeg.html
2025年12月15日	サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案3号(サステナビリティ開示ユニバーサル基準の改正案)「サステナビリティ開示基準の適用(案)」等	SSBJ	ISSBから公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の修正案」が公表されたことを受け、「サステナビリティ開示基準の適用」のほか、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」につき改正を行うもの。具体的には、「『スコープ3』『カテゴリー15』の温室効果ガス排出の測定および開示」、「ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報の開示」、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」の使用に対する法域別の救済措置」、「地球温暖化係数についての法域別の救済措置」に関する改正を行う。コメント期限は2026年1月28日。 https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2025/2025-1215.html

利上げの閑門を突破して新年へ

証
卷

水準が明示されなかつたことは象徴的だ。到達点をあらかじめ示すのではなく、賃金や物価といつた実体経済の動きを点検しながら、緩和度合いを調整していく姿勢が浮かび上がる。今回の決定会合は、日銀が「水準を当てにいく政策」から、「経済

の反応を確かめながら進む政策」へと移行した局面といえる。市場が次に注目すべきは、次の利上げ時期ではなく、この0.75%という金利水準が日本経済にどのように吸収されていくかの過程だろう。

に反する動きとなつた。株価が上昇したのは利上げ決定前に若干下がつており、利上げ当日に上昇したのはいわゆる材料出し尽くしによるものであつたため、円安になつたのは利上げ決定直後の総裁記者会見で、植田総裁が「次の利上げまでは

策金利の連続利下げなどに支援され、持ち直しの気配を強めた。日本市場も米国市場に連動して株価上昇の勢いを取り戻してきた。日本市場でもA.I.、半導体株が株価持ち直し・上昇をリードしているのは米国市場と同じである。ただ、同じ時期に両国の政策金利が動いたが、その方向性が真逆であつたため、金利変動の株価への影響が注目されてきた。

これまで日本銀行は日本の金利が低いため、円安が進んで、インフレが進行し、国民の生活苦と政権への不満が高まること

企業を苦しめ、景気後退を招きかねない。こうしたジレンマがあるため、日銀は利上げによつて企業や家計の受ける打撃ができるだけ小さくなると思われるタイミングを探つてきた。

日銀の利上げに対しては株式市場も警戒してきた。11月月中旬、日銀の利上げ観測が強まつたとき、日経平均は1日で3.2%、1,600円下がつたのである。ところが、12月19日の金融政策決定会合で政策金利を0.75%へ引き上げる決定をしたとき、株価は上昇、為替は円安が進む、という大方の予想

世界の株式市場では、株価は引き続き米国市場がリードする形で推移している。2025年12月下旬になつて米国市場がA

を懸念してきた。それを防ぐには、利上げによって米国との金利差を拡大し、円高を進め、インフレ鎮静を図る必要がある。しかし

が控えているか、それに市場が現実問題として向き合うのは新年になつてしまらくしてからだろう。

お詫びと訂正
本誌2025年12月10日号
No.1762 インタビュー
にて誤りがありました。読者
の皆様および登場の方に
謹んでお詫びするとともに、
次のよう訂正いたします。
● 37頁 図表5
(誤) 販売費
(正) 販売費
(誤) 法人所得税費用
● 40頁 図表7 (表「調整項
目」内)
(誤) その他の営業費用
(正) その他の営業費用